



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月3日木曜日 第2752号外1

◇ 目 次 ◇ 公 告

技能検定の実施（前期）.....	（ 労政雇用課 ）..... 1
技能検定の実施（随時）.....	（ " ）..... 2

公 告

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成28年3月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、横中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ポプ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾	1級及び2級
造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、工場板金、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成28年6月2日（木）から9月7日（水）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、工場板金、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾	3級	平成28年7月17日(日)
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、	1級及び2級	平成28年8月21日(日)
金属熱処理	3級	
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、横中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ポプ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び商品装飾展示	1級及び2級	平成28年8月28日(日)

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、表装及びフラワー装飾	1級及び2級	平成28年9月4日(日)
---	--------	--------------

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成28年4月4日（月）から15日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所内
愛媛県職業能力開発協会

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、随時技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成28年3月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	3級
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	基礎1級及び基礎2級

注 3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

原則として、技能検定試験実施期日の30日前まで受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所内
愛媛県職業能力開発協会